

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第54条の次に次の1条を加える。

（指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表）

第54条の2 指定管理者は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) その他食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の実施に資する事項として法第13条第5項第3号ハ(3)に規定する農林水産省令で定めるもの

第68条第7項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができることとし、及び卸売市場法の一部改正に伴い、指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表について定めるため、この条例を制定するものである。